

宇治市議会会議規則新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 会議(第1条～第82条)</p> <p>第1節～第7節 略</p> <p>第8節 表決(第67条～第77条)</p> <p>第9節 略</p> <p>第2章～附則 略</p> <p>第1条～第77条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議(第1条～第82条)</p> <p>第1節～第7節 略</p> <p>第8節 表決(第67条～第77条)</p> <p>第8節の2 <u>公聴会、参考人(第77条の2～第77条の8)</u></p> <p>第9節 略</p> <p>第2章～附則 略</p> <p>第1条～第77条 略</p> <p>第8節の2 <u>公聴会、参考人</u> (公聴会開催の手続)</p> <p>第77条の2 <u>会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</u> (意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第77条の3 <u>公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。</u> (公述人の決定)</p> <p>第77条の4 <u>公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び知</u></p>

宇治市議会会議規則新旧対照表

現行	改正案
	<p><u>識経験を有する者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者のうちから、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</u></p> <p><u>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</u></p> <p><u>(公述人の発言)</u></p> <p><u>第 77 条の 5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。</u></p> <p><u>3 公述人の発言が前項の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。</u></p> <p><u>(議員と公述人の質疑)</u></p> <p><u>第 77 条の 6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。</u></p> <p><u>2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。</u></p> <p><u>(代理人又は文書による意見の陳述)</u></p> <p><u>第 77 条の 7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、</u></p>

宇治市議会会議規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第 78 条～第 165 条 略</p>	<p><u>この限りでない。</u></p> <p><u>(参考人)</u></p> <p><u>第 77 条の 8 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 第 77 条の 5(公述人の発言)、第 77 条の 6(議員と公述人の質疑)及び第 77 条の 7(代理人又は文書による意見の陳述)の規定は、参考人について準用する。</u></p> <p>第 78 条～第 165 条 略</p>